

**外国人支援コーディネーターの養成の在り方等に関する検討会（第8回）**  
**議事要旨**

日時：令和6年12月2日（月） 17：30～19：15

場所：オンライン開催

出席者：

**【出入国在留管理庁】**

在留管理支援部長

在留管理支援部在留支援課在留支援企画室長（代理出席）

参事官

政策課外国人施策推進室長

**【有識者】**

青山 亨	東京外国語大学理事
アンジェロ イシ	武蔵大学社会学部教授
石河 久美子	日本福祉大学名誉教授
小山 健太	東京経済大学コミュニケーション学部准教授 東京経済大学グローバルDEI研究所所長
田村 太郎	一般財団法人ダイバーシティ研究所代表理事
堀田 正二	小牧市市民生活部多文化共生推進室長
結城 恵	群馬大学大学教育・学生支援機構教授 (兼担) 情報学部・社会情報学研究科教授 群馬大学学生支援センター長 群馬大学キャリアサポート室長

**【オブザーバー】**

総務省自治行政局国際室長

厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課海外人材受入就労対策室長

厚生労働省人材開発統括官付参事官（若年者・キャリア形成支援担当）付キャリア形成支援室長

(敬称略)

(1) 養成研修の対象者、規模及び活動の場の拡大について（資料1について）

- 事務局から資料1について説明。
- 入管庁の相談窓口では、相談内容の大半が在留手続に関するものであり、生活に関する相談がほとんどないという実情を踏まえ、令和7年度及び8年度に実施する養成研修の受講対象者から国の職員を外し、その代わりに入管職員にも養成研修のテキストを活用した研修を別途実施することを検討していることは承知した。
- 他方、今後養成研修の在り方を検討する上で、入管職員の目線から意見を聴くことも有益であることから、令和7年度、8年度の養成研修にも、1名でも構わないので、入管職員を参加させることも一案として挙げられる。  
さらに言えば、入管庁が外国人との共生社会の実現を推進する主体であることを踏まえると、令和9年度以降は、国の職員も養成研修の受講対象者に加える方が入管庁としてもプラスに働くものと思われる。

(2) 修了者間における事例研究会等の運用について（資料2について）

- 事務局から資料2について説明。
- 「事例研究会」ではなく「事例検討会」が表現として適切である。
- 事例検討会については、参加者が事例を持ち寄るのではなく、主催側が異なる分野の架空事例を複数用意し、参加者自身の関心に応じて、参加するグループを選ぶという形式が一般的である。そのため、主催者側も、令和7年度に開催する予定のフォローアップ研修参加者からアンケートをとるなどして、コーディネーターの関心のある分野を把握し、それに合わせた事例をいくつか用意して、講師をつけて分科会のような形式で行うのがよいのではないか。
- 事例検討会の事例は架空のものとしつつも、どのような事例が、どう解決に結びつけたのか、そのプロセスを取り扱うことが重要。
- フォローアップ研修の内容は入管関連の講義が中心となっているが、コーディネーターの業務に関連する他の法律や制度が変わることもあり、また、相談支援のトレンド、生活困窮者支援や災害対応についても、日に日に変化している項目もあるため、入管法のみならず、それらをフォローアップすることも重要。
- フォローアップ研修の開催形式は、講師の負担やコーディネーター同士の横のつながりの構築という観点からもオンラインよりも対面の方が望ましい。
- ただ、対面で開催するとなると、コーディネーターの認証者が少ない現時点において、参加者の負担、開催場所の選定、対面開催で生じる予算の確保

といった問題もあり、対面形式の開催について、様々な課題もあることから、令和7年度のフォローアップ研修についてはオンライン形式で開催すること自体はやむを得ない。

- オンライン形式で開催する場合は、参加者名簿を共有する等して、参加者が研修後にお互い連絡を取り合えるような配慮や参加者間で議論する場合において、その議論が活発になるような工夫があるとよい。
- 講義動画に関しては、後日参加できなかった者も視聴できるようにしてほしい。
- 今後、対面形式で開催するとなった場合、年ごとで開催エリアを変える、また外国人支援コーディネーターがさらに増えた際には、地域ごとに対面形式でフォローアップ研修等を開催することも検討すべきである。

(3) 外国人支援コーディネーターの活動を周知するための取組について  
(資料3について)

- 事務局から資料3について説明。
- コーディネーターの氏名については、一律非公開ではなく、公開の承諾をいただいた方の氏名は公開して良いのではと思ったが、今後養成研修の対象者を民間にも拡大していくことやコーディネーターの国家資格化を検討していくことを見据えると、まずは慎重に対応していくことは理解した。
- コーディネーターの認知度向上と、氏名を公開することによるリスクやコーディネーターの安全確保のバランスを考えると、まずは所属機関の公開ということでよいのではないか。
- 今後、養成研修の受講対象者を民間企業・団体の職員に広げた際に、改めてコーディネーターの公表の在り方を検討し、その検討を行うにあたっては、コーディネーターにも議論に加わってもらいながら、公表の在り方について検討していくことが望ましい。
- 今後、コーディネーターの増加が見込まれ、養成研修の受講対象者を民間企業・団体の職員に広げていくこととなると、名簿の管理が段々と煩雑になると思われるため、名簿を管理するシステムを組んでいく必要がある。その場合、予算も必要となってくることから、その点を見据えて、予算の確保にも努める必要がある。
- コーディネーターの周知・広報の方法について、方針案には広報先としてホームページやSNS等が列挙されているところ、その対象に外国人のエスニックコミュニティメディアも入れた方がよい。
- 周知・広報がどれだけ効果があり、どこに問題があるのかを確認できる仕組みも構築しておくべき。例えば、入管庁で実施している在留外国人に対する

る基礎調査や日本人を対象とした外国人との共生に関する意識調査において、コーディネーターの認知度、活用状況及び評価に関する調査項目を追加することが挙げられる。

- H Pでコーディネーターの活動事例を紹介する場合、コーディネーターの存在によって、外国人の受入れ環境の改善にどの程度効果があったのか、外国人との共生がどの程度進んだのかという点を紹介する広報の仕方を意識した方がよい。
- 周知する対象によって広報の仕方を検討する必要がある。困りごとを抱えた外国人に対してなのか、将来の養成研修受講者に対してなのか、それとも世間一般に対してなのか。広報する相手を明確にして、その方法を考えないと対象と目的にずれが生じ、広報の効果が十分発揮されない。
- 入管庁が主催する外国人との共生社会の実現に向けた啓発イベント「オール・トゥギャザー・フェスティバル」が令和7年1月に開催予定であることから、同イベントにおいて外国人支援コーディネーターの周知を行えばよいのではないか。